

四日市市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第33号

四日市市立幼稚園条例の一部を改正する条例

四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(目的)	
第1条 本市は学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする幼稚園（ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に定める認定を受けた幼稚園を含む。</u> ）を設置する。	
(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
<u>四日市市立幼稚園型認定こども園海蔵幼稚園</u>	(略)
<u>四日市市立幼稚園型認定こども園泊山幼稚園</u>	(略)
<u>四日市市立幼稚園型認定こども園内部幼稚園</u>	(略)
(略)	
<u>四日市市立幼稚園型認定こども園羽津幼稚園</u>	(略)
(略)	

<u>四日市市立幼稚園型認定こども園常磐中央幼稚園</u>	(略)
<u>四日市市立幼稚園型認定こども園笹川中央幼稚園</u>	(略)

改正前	
(目的)	
第1条 本市は学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする幼稚園を設置する。	
(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
<u>四日市市立海蔵幼稚園</u>	(略)
<u>四日市市立泊山幼稚園</u>	(略)
<u>四日市市立内部幼稚園</u>	(略)
(略)	
<u>四日市市立羽津幼稚園</u>	(略)
(略)	
<u>四日市市立常磐中央幼稚園</u>	(略)
<u>四日市市立笹川中央幼稚園</u>	(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)